

岐阜県公報

第二千九百六十号
平成三十年七月三日
(火曜日)

目次

告示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除	(環境管理課) 四二七
土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定	(同) 四二七
土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除	(同) 四二八
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課) 四二八
道路の区域変更	(道路維持課) 四二九
道路の供用開始	(同) 四三〇
公示	
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課) 四三〇
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同) 四三一
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業・金融課) 四三一
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課) 四三一
雑報	
「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(平成二十九年)の公告	(環境管理課) 四三二

告示

岐阜県告示第三百五十一号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。
平成三十年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定を解除する要措置区域

平成二十九年岐阜県告示第七十七号により指定した区域(各務原市蘇原三柿野町字中之島一四二番の一部)の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

岐阜県告示第三百五十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。
平成三十年七月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 形質変更時要届出区域

中津川市千旦林字鍛冶屋平六四三番一及び字樋泉六一三番二の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

岐阜県告示第三百五十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成二十九年岐阜県告示第四百六十三号により指定した区域（中津川市千旦林字鍛冶屋平六四三番一及び字樋泉六一三番二の各一部）の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の追完

岐阜県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町時山字阿蘇八八九の一、八九〇、八九一の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町石徹白第一五八号字宮ノ尾山四の二、六の一から六の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

海津市南濃町庭田字南山一〇七〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南山一〇七〇の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	高見山線	高山市清見町梶野俣字西平一六七〇番七地先から同市同町同字同一六七〇番一三地先まで	前	二〇・八	一三九・四	
			後	三二・五	一三九・四	

岐阜県告示第三百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年七月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百五十六号	加茂郡東白川村大字神土字林洞三六五六番一地从り	前	六・五	五・〇	
		同郡同村大字同字富田三六一番三地从りまで	後	六・八	五・〇	

岐阜県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年七月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	高山井川線 停車場	高山市滝町三三九番一	地先	六〇七	平成三〇・七・三	平成三〇・三・一六

岐阜県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年七月三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
-------	-----	---	---	----------	---------	-----------------------

県道	御恵那線	瑞浪市大湫町裏山字割山三二 一番三三六地先地内	一〇・〇	平成三〇・七・三	平成三〇・三・一六
----	------	----------------------------	------	----------	-----------

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
スギ薬局 可児今渡店	可児市今渡一六一九番地三三二号	精神通院	平成三〇・七・一
スギ薬局 長良東店	岐阜市長良東二丁目二三番地	同	同
ごとう調剤薬局	安八郡神戸町神戸一六七	同	同
株式会社 重山薬局	飛騨市古川町杉崎九一番地一	同	同
イシイ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇九八二	同	同
柏川調剤薬局	揖斐郡揖斐川町黒田字松生四六一二	同	同
平田調剤薬局	海津市平田町幡長五六六番地	同	同

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
羽島市医師会訪問看護ステーション	羽島市竹鼻町狐六川口七一九	精神通院	平成三〇・七一
訪問看護ステーションすかい	加茂郡坂祝町取組四六番地二八	同	同
ふく訪問看護ステーション	関市武芸川町高野一五九番地	同	同

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
いっど調剤薬局	安八郡神戸町神戸一六七	精神通院	平成三〇・五・三
重山薬局	飛騨市古川町杉崎九一 一	同	同
イシイ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇九八二二	同	同
粕川調剤薬局	揖斐郡揖斐川町黒田字松生四六一二	同	平成三〇・六・三〇

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
訪問看護ステーションすかい	美濃加茂市川合二丁目四番四〇号	精神通院	平成三〇・四・三〇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年七月三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) スーパーセンターオークワ多治見店

二 意見の概要

多治見市長の意見

・ 交通について

・ その他

(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
国府上宝地区	高山市役所	平成三〇・七・三から 八・二まで

雑報

「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（岐阜県）平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書（平成二十九年年度）の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

平成三十年七月三日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名 称 東海旅客鉄道株式会社

2 代表者の氏名 代表取締役社長 金子慎

3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目一番四号

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 中央新幹線 品川・名古屋間

2 種類 新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）

三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、多治見市役所環境文化部環境課、中津川市役所リ

ニア都市政策部リニア対策課、瑞浪市役所総務部企画政策課、恵那市役所建設部リ

ニアまちづくり課、土岐市役所総務部総合政策課、可児市役所建設部都市計画課、

御高町役場総務部企画課、東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）及び東海

旅客鉄道株式会社岐阜工事事務所多治見分室

2 縦覧期間 平成三十年七月四日（水）から平成三十年八月二日（木）まで（土曜

日、日曜日及び祝日を除きます。）

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（縦覧場所によっては異なることがあります。）

四 インターネットによる公表

事後調査報告書は、当社ホームページ（<http://jr-central.co.jp/>）においても縦覧いただけます。

五 問合せ（岐阜県関係）

1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）

中津川市桃山町二番八二号

TEL 〇五七三 六四 二〇三九

2 受付日時 毎日午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

平成三十年七月三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社